

吹田市道路敷境界明示申請書の作成手続について

1 申請書について

- (1) 道路室書式の申請書に必要事項を記入のうえ、1部を道路室まで提出してください。
- (2) 申請者は、土地所有者とし、法人の場合は代表者で申請してください。法人が解散または倒産した場合は、清算人か管財人とします。
- (3) 共有地の場合は、申請者は原則として共有者全員とします。ただし、一人の共有者が他の共有者の委任を受けて申請することはできます。
- (4) 土地所有者が死亡している場合には、申請者は原則として相続人全員とします。ただし、一人の相続人が他の相続人の委任を受けて申請することはできます。
- (5) 申請の目的は具体的（土地分筆、建築確認申請、地積更正のため等）に記入してください。

2 添付書類について

下記に掲げる書類を申請書に添付してください。

- (1) 申請人の印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書及び代表者事項証明書）。ただし、交付日が明示申請書受付日より3か月以内のもの
- (2) 共有名義で、そのうちから代表者1名を定め申請する場合は、他の共有者全員の委任状（全権委任）と印鑑証明書。
- (3) 土地所有者が死亡している場合には、相続人と判明できるもの（戸籍謄本、相続人系図等）
- (4) 相続人のうちから代表者1名を定め、申請する場合には、他の相続人全員の委任状（全権委任）と印鑑登録証明書
- (5) 申請地の全部事項証明書、ただし、交付日が明示申請書受付日より3か月以内のもの
- (6) 全部事項証明書の住所または氏名と土地所有者の現在の住所または姓名が異なるときは、住所または氏名の沿革を明らかにする証明書（戸籍謄本、住民票等）

(7) 申請地及び、周辺の地番を標示した法務局備え付け地図（地籍図）の写し

(8) その他参考資料（地積測量図等）

3 明示手数料について

(1) 明示手数料は、1筆につき2,000円を申請時に納めてください。

4 明示の現場立会について

(1) 立会日時は申請者又は代行者にて、本市と調整して下さい。

(2) 立会関係者（隣接地主及び対側地主等）については、申請人から立会依頼をしてください。

5 明示書交付までの経過について

(1) 立会終了後、現地に境界標（金属プレート、石杭等）を埋設し、実測平面図（1/250以上）に杭間距離、引照点、横断面図（1/100以上）等を記入し、道路境界線は朱線で記入してください。

実測平面図は、有資格者（測量士、測量士補、土地家屋調査士等）が測量したものであるときは、図面右下に資格登録番号を記載押印してください。

(2) 申請者及び立会関係者は上記実測平面図2部に住所、氏名を記載のうえ、押印してください。

申請者は、実印を押印してください。

6 その他

(1) 明示書交付時に戸籍謄本、全部事項証明書、住民票はお返しします。

(2) 市道路敷境界明示は、明示書が交付されてはじめて有効になるもので、現地立会だけでは境界の決定になりません。

(3) 申請者と境界協議が成立しないとき、相隣地所有者等の承諾が得られないとき、立会后6か月以上経過し、実測平面図の提出がないときは、申請人または代行者に連絡のうえ、申請書を返却します。なお、この場合、手数料は還付しません。